

県北広域振興局長告示第34号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、九戸村土地改良区（九戸郡九戸村）から役員の退任について次のとおり届出があった。

平成29年11月24日

県北広域振興局長 八重樫 一 洋

理事

山 下 哲 男 九戸郡九戸村大字伊保内第20地割35番地2